

次期国民健康保険運営方針の策定に向けた検討事項について（案）

◀ 収納率の市町間の均一化 及び 保険料の完全統一に係る検証 ▶

R5. 1. 27 連携会議

1 趣旨

現行の広島県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）の対象期間は、令和5年度までであることから、今後、次期運営方針の策定作業を進めていくこととしている。

本県では、現行の運営方針において、被保険者の負担の公平性を確保するために、完全な統一保険料率の実現を目指しつつ、令和5年度までの激変緩和措置期間終了後に、統一保険料率をベースに市町毎の収納率を反映した、準統一の保険料率の実現を図ることとしている。

このため、令和6年度からの準統一の保険料率の実現に向けた取組を着実に進めるとともに、「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）」において、保険料水準の統一に向けた議論等について、その取組を推進する観点から、運営方針に記載して進める旨位置付けられたこと等を踏まえ、次期運営方針において重要事項である完全な統一保険料率に係る方向性について、他の事項に先行して、検討作業を進めていくこととする。

2 保険料の完全統一について

- 現行の運営方針においては、医療費水準の市町間格差は反映しないとする一方で、収納率は市町毎のものを反映して算定する「準統一」の保険料率を、激変緩和措置期間終了後に実現することとしている。
- 収納率の市町間格差も反映しない「完全な統一保険料率」の実現を目指し、高い水準での「収納率の市町間の均一化」を図ることとしていることから、現状について評価を実施することで、最終目標である保険料の完全統一の早期実現に向けた検討を行う。

【参考：現行の運営方針の保険料水準統一に係る事項】

- 基本的な考え方
社会保険制度の基本原則を踏まえ、被保険者の負担の公平性を優先的に確保するために、保険料水準の統一を目指す。
- 市町間格差
 - ・ 医療費水準・・・市町間格差は反映しない。（容認できないほどの格差ではないと判断）
 - ・ 収 納 率・・・市町間格差を反映する。（保険者としての負担の公平性に配慮）
- 保険料統一の在り方
激変緩和措置期間（6年間）終了後に、統一保険料率をベースに市町ごとの収納率を反映した準統一の保険料率の実現を図る。
⇒ 収納率が市町間で均一化したと見なされる段階で、完全な統一保険料率とすることを
目指す。

3 収納率の市町間の均一化に係る検証

激変緩和期間終了後に準統一の保険料率の実現を図る方針を決定した当時の収納率状況と、最新実績である令和3年度の収納率状況との比較など、次の3つの視点で、収納率の市町間格差に係る検証を行った。

- (1) 経年比較
- (2) 保険者規模を踏まえた全国水準との比較
- (3) 完全な統一保険料率への移行に伴う影響額比較

(1) 経年比較（参考別紙1）

- 現行の運営方針における「準統一」の保険料率実現の方針を決定した平成28年度前半には、当時の最新実績であった平成24～26年度の3か年平均の収納率等を踏まえて検討を行っている。
- 平成24～26年度の3か年平均と最新実績である令和3年度の収納率を比較すると、県全体では3.92ポイント向上し、また、収納率が最も高い市町と低い市町の収納率差は、未だ約6.82ポイントの格差は存在するものの、その差は約4ポイント縮小している。
- また、準統一の方針決定時において、相対的に低収納率であった市町は、この数年間で約1～6%の上昇が見られ、市町間格差の縮小及び県全体の収納率の底上げが図られている。

区分	H24～26 平均収納率	⇒	R3 収納率
収納率 最高市町	97.89%	+1.30p	99.19%
収納率 最低市町	87.08%	+5.29p	92.37%
数値差	10.81p	-3.99p	6.82p
収納率 全县	90.38%	+3.92p	94.30%

(2) 全国水準等を踏まえた比較（参考別紙2）

- 収納率の全国水準値としては、国が保険者努力支援制度の評価指標として示している基準収納率があるが、当該基準値については、毎年度国において、被保険者数に応じた保険者規模別に定められている。
- 現行の運営方針において、収納率目標は、令和3年度保険者努力支援制度の評価指標として設定されている平成30年度の保険者規模別の全自治体上位3割に当たる収納率（現年分）を準用することとしており、各市町の令和3年度収納率を指数化すると、半数程度の市町で目標を達成し、県全体でも0.999と概ね目標水準を達成しており、また、その市町間格差は1.074倍となっている。
- 市町間の収納率差については、当該基準収納率の「被保険者数10万人以上」と「同3千人未満、ただし、平成30年度までは同1万人未満」の収納率差は概ね5ポイントで推移しているが、前述のとおり、本県における収納率が最も高い市町と低い市町の収納率差は、県全体で6ポイント程度まで縮小している。
- なお、既に保険料率を完全統一している大阪府、並びに令和6年度までの完全統一を目指すこととされている奈良県及び沖縄県における収納率（令和2年度）の状況は次表のとおりであり、収納率が最も高い市町と低い市町の収納率差は本県の数値より大きい状況である。

区分 (完全統一時期)	大阪府 (H30)	奈良県 (R 6)	沖縄県 (R 6)
収納率 最高市町	99.24%	100.00%	100.00%
収納率 最低市町	90.93%	91.74%	92.49%
数値差	8.31p	8.26p	7.51p
収納率 全県(府)	92.93%	94.80%	94.64%

(3) 完全統一移行による保険料等への影響比較(参考別紙3)

- 完全な統一保険料率へ移行する場合、収納率等の状況によって、各市町の保険料に影響が生じることとなる。
- 完全統一以降の影響額について、準統一の方針決定時の参考収納率(平成24～26年度平均)と、直近の収納率(令和元～3年度平均)とで試算し、モデル世帯の保険料で比較すると次のとおりとなる。
- 直近の収納率で試算した影響額は、準統一の方針決定当時の収納率による試算と比較して、現在の影響見込額は半減以下となっており、保険料の完全統一移行による被保険者の負担も減少していると考えられる。

※モデル世帯・夫婦2人世帯、世帯主(40歳、給与収入約360万円、基礎控除後所得200万円)、配偶者(40歳、所得なし)

区分	H24～26 平均収納率	R 3 収納率
完全統一移行の影響が 最大 となる市町	+22,100円	+9,700円
完全統一移行の影響が 最小 となる市町	▲13,500円	▲4,300円
最大最小差額	35,600円	14,000円

◀ 収納率の市町間の均一化 及び 保険料の完全統一に係る検証 ▶

- 収納率について、相対的に低位であった市町の収納率向上や、保険者規模に応じた全国水準等を考慮した収納率状況を踏まえれば、一定程度、市町間の均一化は図られつつあり、収納率の市町間格差についても、医療費水準と同様、被保険者の負担の公平化の観点から容認できないほどの格差ではなく、また、準統一の保険料率の実現後においては、完全統一への移行による影響も、当時と比較して低減していることを踏まえ、移行の条件は整ったものと考えられる。
- 一方で、増加傾向にある保険料収納必要額の状況や、保険料水準の準統一に向けた市町自己財源の拠出に係る検討状況、更には、完全統一移行に伴う保険料への影響見込額は縮小傾向にあるものの、保険料が増額となる被保険者への影響等についても考慮していく必要がある。
- 以上のことから、今後、連携会議において、令和6年度を目標とする準統一に向けた状況等を踏まえた上で、保険料の完全統一に向けて、具体的な統一時期なども含め、議論を進めていくこととしてはどうか。

なお、完全統一時期に向けては、引き続き徴収対策の強化に取り組み、市町間の収納率について更なる均一化を図ることとする。